

## 540 研究活動内規

NPO・LSAの研究展開委員会所属分科会及びタスクフォース、その他研究に係る特別委員会や共同研究グループ（以下、単に「分科会等」という。）の活動（以下、「研究活動」という。）に当たり、以下に示す内容で実施する。

### （1）LSA内部に関する事項

- ①研究活動は研究展開委員長の方針の下、分科会等の主査が主体的にリードする。
- ②分科会等の主査は研究展開委員長のチェック後、活動経過をシステム活性化部会に所定のフォーマットで報告する。
- ③研究展開委員長は分科会活動を把握し、システム活性化部会で報告する
- ④研究活動で、最高顧問、理事長他のアドバイスが必要な場合は、主査は研究展開委員会において協議する。
- ⑤複数の分科会等との調整が必要な場合は、主査は、研究展開委員会において協議する。
- ⑥研究成果報告書は、研究展開委員長の指示の下作成する。報告書（電子版を含む）は、普及・啓発委員会が作成する。
- ⑦研究成果発表会は、研究展開委員会が普及・啓発委員会の協力を得て開催、運営する。

### （2）研究協会外部に関する事項

- ①研究活動にあたって、外部との関わりが必要な場合は、主査は研究展開委員長と協議して対応を決定する。
- ②研究展開委員長は、下記のような場合は理事会の承認を得る。
  - ・分科会等が個別に外部の学識経験者等との相談の必要性が生じた場合、又はアドバイザーとして分科会等への参加を求める場合。
  - ・最終処分場管理者への接触が必要な場合（見学、実証試験、アンケート、ヒアリング等）で、理事長名の文書が必要な場合。
  - ・共同研究を行う場合（別途、共同研究要領による。）
  - ・その他、経費の支出や多大な作業を伴うなど、リスクが大きいと考えられる場合。
- ③外部研究発表
  - ・外部に研究成果を発表する場合は、研究成果発表規則に従い、手続き、執筆、発表、保管を行うものとする。

### （3）内規の改廃について

本内規の改廃は、研究展開委員長の専決事項とする。

改定履歴

2016年8月18日制定

2020年4月17日改定

2021年9月16日改定

2024年12月17日改定